

○松山大学図書館 図書館資料返却遅延者に関する内規

2008（平成20）年1月30日制定

改正 2010（平成22）年1月22日

2016（平成28）年1月26日

（目的）

第1条 この内規は、松山大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第23条に基づき、返却遅延者に対する督促及び館外貸出（以下「貸出し」という。）停止について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この内規において、返却遅延者とは、利用規程別表に定める貸出期間満了の日までに図書館資料を返却しない利用者をいう。

2 この内規において、遅延日数とは、貸出期間満了の日の翌日から返却日までの日数をいう。

（適用する利用者）

第3条 この内規が適用される利用者は、利用規程第4条第1項に定める利用者のうち、第3号を除く利用者とする。

（遅延日数の計算）

第4条 遅延日数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 遅延日数には、利用規程第2条第2項に定める休館日等を含める。
- (2) 遅延図書館資料が複数あるときは、図書館資料の最長の遅延日数とする。

（督促）

第5条 図書館長（以下「館長」という。）は、返却遅延者に対して返却の督促を行う。

（貸出停止）

第6条 返却遅延者は、新たな貸出しを受けることができない。

2 貸出停止期間は、返却日から遅延日数に相当する日数を貸出停止とし、その翌日を貸出停止解除日とする。

3 貸出停止期間には、利用規程第2条第2項に定める休館日等を含める。

（貸出停止特別解除）

第7条 遅延日数にかかわらず、教育的配慮により館長が特に認めるとき、必要書類の提出により貸出停止期間を解除することができる。

（弁償）

第8条 返却遅延者が遅延図書館資料を紛失又は著しく損傷若しくは汚損していたときは、その損害を弁償しなければならない。

2 弁償に係る図書館資料の返却日は、現物等が弁償された日とする。

3 返却遅延者は、弁償が第6条第2項の貸出停止期間内に完了しないときは、弁償が完了する

までの間、貸出しを受けることができない。

(適用の除外)

第9条 返却遅延が事故・病気等の止むを得ない理由によるときは、利用者の申出により、館長は、この内規を適用しないことがある。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、図書館運営委員会が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の日において、現に図書館の図書館資料を返却遅延している者には、この内規を適用する。

附 則 (2010 (平成22) 年1月22日)

この内規は、2010 (平成22) 年4月1日から施行する。

附 則 (2016 (平成28) 年1月26日)

この内規は、2016 (平成28) 年1月26日から施行する。